

令和 7 年高島市教育委員会第 4 回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和 7 年 4 月 22 日（火）
開会 午後 2 時 00 分 閉会 午後 3 時 20 分
- 2 開催場所 高島市役所新館 2 階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和 7 年第 3 回定例会会議録承認
令和 7 年第 2 回臨時会会議録承認
議第 23 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の任命および解任）
議第 24 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市社会教育委員の委嘱および解嘱）
議第 25 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等）
議第 26 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市文化財保護審議会委員の任命）
議第 27 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市図書館協議会委員の任命）
議第 28 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等）
議第 29 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命）
議第 30 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解任）
議第 31 号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱）
議第 32 号 小中一貫教育を推進するための中学校区コーディネーターの任命について
議第 33 号 高島市立学校の学校薬剤師の委嘱および解嘱について
報告第 8 号 令和 7 年度高島市立小中学校教職員人事異動について
報告第 9 号 令和 6 年度高島市立学校学校評価について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、赤水スポーツ振興部長、川原林教育指導部長、吉原教育総務部次長（社会教育課長取扱）、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障

スポ大会推進課長取扱)、保木教育指導部次長、前田教育総務課長、山本文化財課長、加藤市民スポーツ課長、保木学校教育課長、上原学事施設課長、横井川学校給食課長、林教育総務課参事、中村教育総務課主任

6 会議を傍聴した者 0人

7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第4回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 高木委員、地村委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第23号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の任命および解任)

【説明】 前田教育総務課長

本件は、高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、任命している委員のうち、3名の委員を人事異動に伴い、令和7年3月31日付けで解任し、令和7年4月1日付けで任命することについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

任期は、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から開校日の前年度の3月31日までである。

【質疑等】

○森委員

教育長に臨時に代理したとのことであるが、臨時代理とは何か改めて確認したい。

○饗庭教育総務部長

教育委員会で議決が必要な事項であっても、緊急その他やむを得ない場合は、その事務を教育長に委任できることであり、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則で定められている。臨時に代理した事務は、教育委員会の会議で結果を報告し、承認を求めることで、委員の方々に確認いただいている。

【採決】 承認

議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市社会教育委員の委嘱および解嘱)

【説明】 吉原教育総務部次長

本件は、社会教育法第15条第2項および高島市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、委嘱している委員のうち、1名の委員を人事異動に伴い、令和7年3月31日付けで解嘱し、令和7年4月1日付けで委嘱することについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

社会教育委員は、年間数回の会議を開催し、市の社会教育推進のため諸計画の立案や研究調査などを行っていただいております。今回、社会教育委員として委嘱した山本氏は、学校教育関係者として小学校長会から選出された方である。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等)

【説 明】 吉原教育総務部次長

本件は、高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、委嘱および任命をしている委員のうち、4名の委員を人事異動や団体役員の交代に伴い、令和7年3月31日付けで解嘱および解任をし、令和7年4月1日付けで委嘱および任命をすることについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

高島市子ども読書活動推進協議会は、子ども読書環境の整備に向けて、高島市子ども読書活動推進計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため設置した機関である。

任期は、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市文化財保護審議会委員の任命)

【説 明】 山本文化財課長

本件は、高島市文化財保護審議会委員について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和7年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

第3回定例会で議決いただいた、文化財保護審議会委員8名に、高島歴史民俗資料館で勤務された経験がある白井氏を加えるものである。白井氏は、豊富な知識と経験から、文化財行政全般、特に6月に開館する中江藤樹・たかしまミュージアムの運営について、積極的なご指導、ご提言がいただけるものと考えている。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第27号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市図書館協議会委員の任命)

【説 明】 中川教育総務部次長

本件は、高島市図書館協議会委員の任命について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和7年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

第3回定例会で議決いただいた、図書館協議会委員10名に、小学校および中学校の校長2名を加え、公共図書館と学校図書館の連携をより一層図ってまいりたいと考えている。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間である。

【質疑等】

○橋本委員

学校と連携を図るとのことであるが、具体的な施策はあるのか。

○中川教育総務部次長

昨年度に策定した高島市子ども読書活動推進計画に基づき、ブックトーク、訪問貸出等の充実を図りたい。

【採 決】 承認

議第28号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等)

【説 明】 加藤市民スポーツ課長

本件は、高島市スポーツ推進審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委嘱および任命をしている委員のうち、3名の委員を人事異動に伴い、令和7年3月31日付けで解嘱および解任をし、令和7年4月1日付けで委嘱および任命をすることについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

スポーツ推進審議会では、第2期高島市スポーツ推進計画にかかる実行計画の推進と前年度の評価等、市のスポーツ施策全般について、専門的な立場や高島市の実情に応じたご意見、ご提言をいただいている。

任期は、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第29号 臨時代理につき承認を求めることについて

（高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命）

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和7年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

教育支援委員会は、支援を必要とする子どもたちに応じた判定等を行う機関で、医師、学識経験者、教育機関および行政機関の職員あわせて29名を委嘱および任命をするものである。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第30号 臨時代理につき承認を求めることについて

（高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解任）

【説 明】 上原学事施設課長

本件は、高島市立学校結核対策委員会規則第3条第1項の規定に基づき、任命している委員のうち、3名の委員を人事異動に伴い、令和7年3月31日付けて解任し、令和7年4月1日付けて任命することについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

任期は、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和7年5月31日までである。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第31号 臨時代理につき承認を求めることについて

（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱）

【説 明】 横井川学校給食課長

本件は、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和7年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

第2回臨時会で議決いただいた2号委員および3号委員に、1号委員の小学校および中学校の校長3名を加えて計9名で学校給食運営委員会を組織する。

運営委員会では、学校給食に関する施策や共同調理場の運営について、ご意見やご提言等をいただくことになる。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第32号 小中一貫教育を推進するための中学校区コーディネーターの任命について

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、高島市小中一貫教育の実施に関する規則第3条第3項の規定に基づき、高島市小中一貫教育中学校区統括校および学園のコーディネーターに任命することにつき、議決を求めるものである。市内6中学校区から教員6名を任命するものである。

任期は、令和7年4月23日から令和8年3月31日までである。

【質疑等】

○橋本委員

時代の変化に伴い、子ども達の取り巻く環境は変化している。コーディネーターには、その子ども達が小学校から中学校へスムーズにつなげられるために必要なことは何かを考え、教員の中心となって活動いただきたい。

○保木学校教育課長

教育現場での事例を紹介すると、マキノ地域では、3つの小学校が合同で修学旅行に行ったり、安曇川地域では、中学校の授業体験を合同で行ったりするなど、小学校から中学校にスムーズにつなげられるように取り組んでいる。

○森委員

任命する中学校区コーディネーターは、他の学校も含めて担当し、連携を図るのか。

○保木学校教育課長

コーディネーターは学校ごとに配置しているが、今回任命するコーディネーターは、中学校区を統括する役割を担い、中学校区の小学校および中学校との調整、連携を中心となって行う教員である。

【採 決】 可決

議第33号 高島市立学校の学校薬剤師の委嘱および解嘱について

【説 明】 上原学事施設課長

本件は、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、高島市立学校の学校薬剤師の委嘱および解嘱につき、議決を求めるものである。

マキノ東小学校およびマキノ西小学校の学校薬剤師として、第3回定例会で議決いただき、委嘱した瀧薬剤師について、学校薬剤師の代表より、薬剤師の変更の申し出があったことから、令和7

年４月２２日付けで解嘱し、向井薬剤師を令和７年４月２３日付けで委嘱するものである。
任期は、前任者の残任期間とし、令和７年４月２３日から令和８年３月３１日までである。

【質疑等】

○地村委員

学校薬剤師の活動を教えてほしい。

○川原林教育指導部長

学校の環境衛生に係る業務で、飲料水、プールの水質の検査等を行う。

【採 決】 可決

報告第８号 令和７年度高島市立小中学校教職員人事異動について

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、高島市立小中学校教職員人事異動について報告する。

１６名が市外の学校に、１２名が市内の学校に異動となった。

休憩 教育長が暫時休憩を宣言

【質疑等】

○橋本委員

複式学級が発生している学校を確認したい。

○保木学校教育課長

マキノ西小学校１クラス、朽木東小学校２クラスが複式学級となっている。基準では、マキノ南小学校、朽木西小学校も複式学級となるが、県からの加配教員の配置等により、解消されている。

報告第９号 令和６年度高島市立学校学校評価について

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、令和６年度高島市立学校学校評価について報告する。

４段階で評価し、その改善の方策についてまとめ、本年度の取組みに活かしている。

【質疑等】

○森委員

総評に記載されている学校運営協議会の意見の中に、保護者との連携、生徒や教職員との熟議、地域との結びつきの必要性に言及されている意見があったが、その点について取り組んでいること

はあるのか。

○保木学校教育課長

学校運営協議会委員が学校運営に参画し、児童生徒の成長、様子を見てもらう機会が増えている。

例えば、教員全員と子どもを交えて学校運営協議会の会議を開催したり、地域の方とのトークフォークダンスを実施したりするなどし、学校、児童生徒、地域とのつながりが深まってきていると考えている。

○森委員

いじめに関するアンケート結果を学校評価の指標にされている学校があると思うが、例えば、そのアンケートで「嫌な思いをした」と回答した児童生徒が数人の場合でも、頑張って声を上げてきていると考えられることから、しっかり応えていただきたい。

○保木学校教育課長

国の方針では、いじめを積極的に認知し、いじめが大きくならないうちに対応していく方針であり、市においても、嫌なことをされて泣いているという案件からいじめとして認知し、対応している。

閉会 教育長が第4回定例会の閉会を宣言